

令和2年度第9回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和2年12月3日(木) 午前9時30分から  
岡崎市役所 福祉会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

- 議案第65号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について  
議案第66号 農地の転用の許可の申請について  
議案第67号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について  
議案第68号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について  
議案第69号 非農地交付申請について  
議案第70号 非農地通知について  
議案第71号 農用地利用集積計画について  
議案第72号 農用地利用配分計画案について

報告

- 報告第39号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について  
報告第40号 現況証明願について  
報告第41号 農地の転用のための届出の受理について  
報告第42号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、4番 酒井 功二、5番 柴田 若江、  
10番 成田 恭淑、13番 加藤 健一、14番 内藤 六市、16番 羽根田 正志、  
18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、  
27番 柴田 享、31番 市川 真人、32番 加藤 春雄、33番 新實 文夫、  
34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)

3番 木俣 壽人、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要、  
9番 近藤 健次、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、15番 二村 誓也、  
17番 片岡 幸雄

(農地利用最適化推進委員)

21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司、28番 高木 政昭、  
29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、37番 舩 憲明

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ、

主任主査 遠藤 研吾、主事 加藤 節、主事 粟生 大樹  
農務課 総務係 主査 豊田 明都

## 6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は3番の木俣 壽人委員始め16名、出席は農業委員10名、推進委員12名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは13番の加藤 健一委員と19番の鈴木 泰孝委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第65号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って4件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

成田 委員：31番 調査日11月25日。本申請は譲受人が耕作している農地の近隣地に申請地があり、耕作することに都合がよいため所有権を移転したいという申請です。土地所有者はすでに死亡しており、相続人がいない状態であり、相続財産管理人から申請がなされています。申請地はいままで譲受人が賃貸借で耕作していたこともあり、引き続き譲受人が耕作していくことが最適であると考えます。譲受人に不耕作地、貸付農地がないことを確認しています。農機具や作業人員からみて、今回の申請地を含めたすべての農地を耕作できると認められます。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

羽根田 委員：32番 調査日11月22日。本申請において、申請書に書かれている内容はすべて適していると考えます。譲受人の居住地は本申請地から少し遠いですが、譲渡人の農地法上の世帯員として以前から耕作を手伝っており、農機具も譲渡人が所有するものを使用して耕作することです。譲受人についてはこれから経営規模の拡大をお考えのようでトラクターを新たに購入されたそうです。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(泰) 委員：33番 調査日11月20日。本議案は譲受人が農業経営拡大のために自身の耕作地の隣接地である申請地を取得したいものです。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、不耕作地及び貸付農地がないことを確認しております。耕

作機械の保有状況及び作業人員からみて今回取得予定の農地を含めたすべての農地を耕作すると認められます。申請地は田として水稻を栽培されるとのことですが、現地の状況からみて問題ありません。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田 委員：34番 調査日 11月23日。譲渡人に後継者がいないため経営規模を縮小したいこと及び、譲受人の自宅の前に申請地があり、大変便利で、すでに申請地周辺を耕作していることから今回農地を取得したいという申請になります。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、不耕作地及び貸付農地がないことを確認しております。耕作機械の保有状況及び作業人員からみて今回取得予定の農地を含めたすべての農地を耕作すると認められます。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：相続財産法人とはこういった法人ですか。今回の売買された際に得られたお金は国庫になるわけですか。

事務局：個人が亡くなった際に相続人がいない場合は、法的に自動的に法人化します。この法人に特に役割等はありません。今回は利害関係人が存在し、相続財産管理人の申し立てがされ、相続財産管理人が選任されているケースであり、売買されたお金は利害関係人に分配されるような流れになると思います。その他の財産を処分してもなお、お金が余る場合は国庫に帰属されると思われれます。

会長：ほかに御質問はございませんか。

山内 委員：32番の申請について、譲受人の3人の共有名義についてこういった関係ですか。共有名義の申請は珍しいと思われれますがこういった申請かを教えていただきたい。

事務局：譲渡人と譲受人は農地法第2条2項に規定する世帯員等に該当します。現時点で譲受人の3名は所有農地がありませんが、譲渡人と一緒に耕作を行っていることから耕作面積は譲渡人と同一面積所有し耕作しているとみなせます。本申請はこのような条件で農地法第3条の許可要件があるかを審査させていただくものです。

会長：ほかに御質問はございませんか。

小野 委員：申請番号 32番について、譲渡人の所有農地をすべて譲渡すわけではないですね。

事務局：先ほど山内委員のご質問の回答いたしましたとおり本申請はあくまで譲渡人と譲受人を同一世帯員としてみなす案件であり、議案書内では双方の経営面積が同

じ面積で記載されていますが、申請地のみを譲渡すだけになります。

会長：ほかに御質問はございませんか。

(なし)

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(異議なし)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。次に議案第 66 号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

早川 委員：7 番 調査日 11 月 28 日。本申請は現在借家で暮らしているが、生活に手狭であるため申請地に自己用住宅を建築したいとのことで申請されたものです。現地で調査をしましたが被害防除処置、用排水関係、そのほか問題となる点はございません。よって、総合意見として許可と考えます。

山内 委員：8 番 調査日 11 月 26 日。本申請は申請地に高低差があり管理するのが難しくなっており、また、隣接する道路と比べ低くなっているため、嵩上げをして田として利用していきたいとのことで申請されたものです。本人への聞き取り調査の結果、農地改良後田として耕作していくことを確認できています。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。ただし、申請番号 8 番については、転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超える案件のため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聴き、許可するものとします。

会長：次に議案第 67 号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 6 件説明を行った。）

河内 委員：85 番 調査日 11 月 21 日。今回の議案は残土を利用して畑をかさ上げしたいとのことで申請されたものです。申請地について、現在耕作はされておられません。申請地をかさ上げすることで東側自宅との高低差が緩和され耕作が可能となることです。申請内容及び現地での調査の結果、転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題ありません。よって、調査員総合意見として許可と考えます。

柴田(若) 委員：86 番 調査日は 12 月 2 日。この議案は、土木工事業を営んでいるが、受注が増え以前から申請地を資材置場（土場）として利用してきたためは正しいということで申請されたものです。現地調査及び本人への聞き取りから問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

内藤 委員：87 番 調査日 11 月 28 日。この議案は、現在借家に家族で暮らす申請者が、子供の成長に伴い家財が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいという申請になります。本申請地は農振農用地でありましたが、農振除外がすでにされています。現地調査及び本人への聞き取りから問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

近藤(靖) 委員：88 番 調査日 11 月 24 日。本申請は許可が出る前に事前に着工していることを発見したため、工事を中断するよう要請し、現時点では工事は中止しています。本議案はプラスチック加工業を営んでいる申請者が、受注量が増え生産が間に合わなくなり、すでに申請地に工場、倉庫、事務所を建築したためは正すことと、今年度受注量が増加し新規に倉庫を建築したいという申請になります。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

太田 委員：89 番 調査日 11 月 23 日。この議案は、現在、妻と子供 2 人と借家に住んでいる申請者が子供の成長にともない手狭になったため申請地に農家住宅を建築したいという申請となります。申請地は畑となっていますが不耕作地となっており、転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

新實 委員：90 番 調査日 11 月 28 日。この議案は、現在借家に家族で暮らしている申請者が、家財が増え手狭であるため申請地に分家住宅を建築したいというものです。申請地の状況は不耕作地です。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。現地での調査及び周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地

域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可とを考えます。よって、総合意見として許可とを考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 68 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 4 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

浅岡 委員：11 番、12 番、13 番は実質同一案件のため、まとめて説明いたします。調査年月日は令和 2 年 11 月 29 日。申請人と申請事由発生者は別紙記載のとおりです。申請事由発生者は 90 歳近い方で故障により農機等をつかうのが困難になったため申請されたものです。問題等ないため、調査員総合意見として可としたいと思います。

市川 委員：14 番。調査年月日は令和 2 年 11 月 23 日。申請人と申請事由発生者は別紙記載のとおりです。申請事由は主たる従事者として耕作されていた申請者のお母様が亡くなり、農業に従事することができなくなったということで申請されたものです。遺産分割や相続登記等に時間がかかったため、お亡くなりになってから 1 年近く経つ本時期に申請されたとのこと。申述書も添付されております。本人等への聞き取り調査を実施しましたが、特に問題等はありません。よって調査員総合意見として可とします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第 69 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の意見を願います。

三浦 委員：15 番。調査年月日は 11 月 26 日。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。現地確認の結果、当該申請地は人が立ち入りできるような状態ではなく、農地に復元することは不可と考えます。地域農業への影響もありませんので、調査員総合意見として可と考えます。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第 70 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知について、議案書に沿って 155 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第 71 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

浅岡 委員：今回の議案とは関係ありませんが、一般的な話で畦畔の除草について、賃貸借されている農地で借り手が除草を実施しない場合があるのですが、これは農業委員が注意するのか、もしくは他に注意する方法があるのかについて知りたい。

事務局：契約の内容に畦畔の除草の実施が入っているか、いないかによって対応の仕方が変わってきます。ただし、通常農地として適正に管理されていないものがある場合には農業委員さんが注意する権限はお持ちですので、農地の適正な管理という観点から注意していただいてもいいですし、仮に一般の市民のかたから事務局に適正に管理されていない農地について事務局に通報がはいった場合は事務局から適正に管理していただく旨を記載した通知を送付させていただきます。今回のように農地に借り手がついている場合には、借り手に対して通知を送付することになると思われま

会長：ほかに御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 72 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

104 件



現況証明願について	2件
農地の転用のための届出の受理について	8件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	18件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

酒井(功) 委員：18条の解約で転貸人がつけられた案件が多数ありますが、これはどのような案件でしょうか。また、転貸人が合意されないというパターンは存在するののか。

事務局：これらの契約は円滑化事業により契約されたものです。円滑化事業とは地主さんがJAにお貸しして、JAが担い手に転貸するものとなります。令和2年4月1日以降この円滑化事業が廃止となり、農地中間管理事業となりました。今回12月1日に利用権を設定させていただいた地区について、円滑化事業から中間管理事業に切り替える作業が必要であり、転貸人であるJAと地主、担い手の三者から現在の契約の解約の申請がなされたという流れになります。この対象となる農地が大規模に集積化、集約化されたため今回のように件数が多くなっております。

地主さんと担い手さんが了承されていれば、転貸者が拒否するケースはメリット等もないことから、ないと思われまます。

会長：ほかに御質問はございませんか。

(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 30 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（13 番）

岡崎市農業委員会委員（19 番）